

みなし寄附金制度

社会福祉法人（社会福祉法人に限りませんがここは社会福祉法人のコーナーなので）の法人税申告の中でもっとも注意しなければならないのはみなし寄附金制度です。

寄附金の取扱いは法人税法第 37 条 1 項に書かれています。

「1 内国法人が各事業年度において支出した寄附金の額（次項の規定の適用を受ける寄附金の額を除く。）の合計額のうち、その内国法人の当該事業年度終了の時の資本金等の額又は当該事業年度の所得の金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額を超える部分の金額は、当該内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。」

法人が支出した寄附金の限度額を超える部分は損金にしない、つまり限度額までは損金とする、とされています。

そこでここで言う 寄附金とは 限度額とは何かが問題になります。

寄附金とは

ここで言う寄附金は法人税法第 37 条 5 項に書かれています。

「5 公益法人等がその収益事業に属する資産のうちからその収益事業以外の事業のために支出した金額（公益社団法人又は公益財団法人にあっては、その収益事業に属する資産のうちからその収益事業以外の事業で公益に関する事業として政令で定める事業に該当するものために支出した金額）は、その収益事業に係る寄附金の額とみなして、第一項の規定を適用する。」

社会福祉法人の収益事業から生じた所得は法人税がかかります。その収益事業から社会福祉事業等へ支出した金額は単なる法人内での資金移動ではありますが、社会福祉事業等で使われるため寄附金とみなして収益事業の法人税の所得計算上限度額まで損金とする、と書いてあります。

限度額とは

限度額につきましては法人税法施行令第 73 条 3 項口に書かれています。

「ロ 私立学校法第三条（定義）に規定する学校法人（同法第六十四条第四項（専修学校及び各種学校）の規定により設立された法人で学校教育法第二百二十四条（専修学校）に規定する専修学校を設置しているものを含む。）社会福祉法第二十二条（定義）に規定する社会福祉法人、更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）第二条第六項（定義）に規定する更生保護法人又は医療法第四十二条の二第一項（社会医療法人）に規定する社会医療法人 当該事業年度の所得の金額の百分の五十に相当する金額（当該金額が年二百万円に満たない場合には、年二百万円）」

収益事業から社会福祉事業等へ繰り入れた金額（みなし寄附金の金額）のうち
寄附金支出前の所得金額の 50%
年 200 万円

のどちらか大きい金額が限度額となり、損金となります。

例えば

みなし寄附金支出前の収益事業所得 100 万円、社会福祉事業へ 100 万円繰入ならば、
みなし寄附金 100 万円 年 200 万円 100 万円損金算入限度額
所得 100 万円 - 損金算入限度額 100 万円 = 所得 0 円となります。

みなし寄附金支出前の収益事業所得 300 万円、社会福祉事業への繰入 250 万円では、
損金算入限度額は

所得 300 万円 × 50% = 150 万円 年 200 万円 200 万円

所得 300 万円 - 損金算入限度額 200 万円 = 100 万円となります。

注意しなければならないのは収益事業から社会福祉事業へ実際に資金を移動させる必要があるということです。法人税法基本通達 15-2-4 に次のように書かれています。

「15-2-4 公益法人等(非営利型法人及び規則第 22 条の 4 各号に掲げる法人を除く。)が収益事業に属する金銭その他の資産につき収益事業以外の事業に属するものとして区分経理をした場合においても、その一方において収益事業以外の事業から収益事業へその金銭等の額に見合う金額に相当する元入れがあったものとして経理するなど**実質的に収益事業から収益事業以外の事業への金銭等の支出がなかったと認められるときは**、当該区分経理をした金額については法第 37 条第 5 項《公益法人等のみなし寄附金》の規定の**適用がないものとする。**」